用者数に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 二(十六)「49」×<u>別表六の二(十六)付表一「42」</u> <u>別表六の二(十六)付表三「18」</u>	とする。

十　新規則別表六の二(二十)付表二の書式　同表の記載要領第四号中「地方活力向上地域等」とあるのは、「特定の地域」とする。

十一　新規則別表六の二(二十一)付表の書式　同表の記載要領第二号中「地方活力向上地域等」とあるのは、「特定の地域」とする。

9　施行日から附則第一項第二号に定める日の前日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　新規則別表六の二(二)の書式　同表の記載要領第二号中「第68条の15の８第１項」とあるのは「第68条の15の７第１項」とする。

二　新規則別表六の二(十)の書式　同表の記載要領第二号中「第68条の15の８第１項」とあるのは「第68条の15の７第１項」とする。

三　新規則別表六の二(二十一)の書式　同表の記載要領第二号中「第68条の15の８第１項」とあるのは、「第68条の15の７第１項」とする。

四　新規則別表六の二(十八)の書式　同表の記載要領第二号中「第68条の15の８第１項」とあるのは、「第68条の15の７第１項」とする。

五　新規則別表六の二(十九)の書式　同表の記載要領第三号中「第68条の15の８第１項」とあるのは、「第68条の15の７第１項」とする。

六　新規則別表六の二(二十三)の書式　同表の記載要領第三号中「第68条の15の８第１項」とあるのは、「第68条の15の７第１項」とする。

七　新規則別表六の二(二十五)の書式　同表の表中「措法第68条の15の８第１項各号の該当号等」とあるのは「措法第68条の15の７第１項各号の該当号等」と、同表の記載要領第一号及び第二号中「第68条の15の８第１項」とあるのは「第68条の15の７第１項」とする。

八　新規則別表六の二(二十五)付表の書式　同表の表中「措法第68条の15の８第１項各号の該当号等」とあるのは「措法第68条の15の７第１項各号の該当号等」と、同表の記載要領中「第68条の15の８第１項」とあるのは「第68条の15の７第１項」とする。

九　新規則別表六の二(二十六)の書式　同表の記載要領第一号中「第68条の15の８第６項」とあるのは、「第68条の15の７第６項」とする。

10　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二十第二項、第二十二条の十一第七項及び第二十二条の七十六第七項中「から別表十一㈢まで」を「、別表十一(一の二)」に改める。

11　法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表三の二付表の記載要領第五号の改正規定及び附則第一条第五号中「別表三の二付表」を「別表三の二付表二」に改める。

○財務省令第三十六号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）を実施するため、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月十三日

財務大臣　麻生　太郎

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「から別表三付表三まで」を削り、「これらの表」を「同表」に改める。